

# 八戸市高齢者虐待対応マニュアル

(養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等)



第3版

八戸市福祉部 高齢福祉課

## はじめに

平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。超高齢社会が進展する中、高齢者の虐待に対する相談件数は、全国的に年々増加傾向にあります。

八戸市では、平成 17 年度より高齢福祉課に「高齢者あんしん相談窓口」を設置し、高齢者虐待に対する相談支援を行うとともに、関係団体から構成される「高齢者虐待対策ケース会議」にて、高齢者虐待の予防や早期発見、早期対応について検討や意見交換をし、平成 21 年 8 月から「八戸市高齢者虐待対応マニュアル」を作成してきました。平成 30 年度からは、市内 12 の日常生活圏域に委託型地域包括支援センターである「高齢者支援センター」を設置し、高齢者虐待の相談支援体制を強化しております。

今回の本マニュアルの主な改訂は、「認知症ケアパス」、「認知症初期集中支援チーム」などの認知症施策の推進に加え、高齢者自らが、健康なうちから介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう、総合的な支援を行う「八戸市介護予防センター」を設置したことなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備について掲載いたしました。また、八戸市の高齢者虐待の取組状況、虐待の防止、早期発見・介入での支援方法、関係機関等について掲載しておりますので、高齢者虐待防止の関係機関の方々に御活用いただき虐待防止推進の一助になればと考えております。

結びにマニュアルの作成にあたり貴重な御意見、御指導をいただきました「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」の構成員、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

八戸市福祉部高齢福祉課長

# 目次

## はじめに

I	高齢者虐待とは	1
1.	マニュアルの目的	1
2.	高齢者虐待防止法の成立	1
3.	高齢者虐待の定義	1
4.	養護者による高齢者虐待類型	2
II	八戸市の高齢者虐待に対する取組	4
1.	啓発活動	4
2.	相談窓口の設置	4
3.	高齢者虐待防止・支援ネットワークの構築	4
III	高齢者虐待への具体的対応	6
i.	高齢者虐待の防止	6
ii.	高齢者虐待の発見	6
iii.	高齢者虐待の相談対応	7
1.	虐待対応のフローチャート	7
2.	解説とポイント	8
3.	具体的支援のポイント	10
4.	立入調査	12
IV	関係機関・制度等紹介	14
1.	高齢者の相談機関	14
2.	警察	15
3.	法律	15
4.	地域・ネットワーク	15
5.	専門機関	16
6.	行政機関	17
7.	認知症家族会	18
8.	八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会	18
	参考資料	19
	高齢者虐待のリスク要因	20
	高齢者虐待のサイン	21
	場面による虐待ケースのアセスメント	22
	高齢者虐待と認知症	23
	模擬事例紹介	24
	相談記録表	28
	高齢者虐待通報・相談受付票	32
	高齢者虐待事案に係る援助依頼書	33
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	34

## I 高齢者虐待とは

### 1. マニュアルの目的

高齢者虐待とは、高齢者が不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命、健康、生活が損なわれている状態のことをいいます。本マニュアルは、高齢者に関わっている保健・医療・福祉・警察・法曹などの関係者を対象とし、高齢者虐待を早期発見し、より迅速に対応を図っていくことを目的に作成したものです。

### 2. 高齢者虐待防止法の成立

わが国では、急速に進む高齢化の中、平成 12 年度に介護保険制度を創設し、介護サービスを展開してきた一方で、高齢者に対して行うべき介護や世話が放棄・放任されたり、高齢者が身体的あるいは心理的な攻撃を受けるような事態が家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となってきました。そのような中で、平成 15 年に厚生労働省が行った調査で、虐待を受けている高齢者のうち、約 1 割が生命に危険な状態にあり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態となっていることが明らかになりました。この結果を受けて社会的関心が高まり、高齢者虐待の防止に関する政策の必要性が言われるようになり、平成 17 年 11 月 1 日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が議員立法で可決、成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。このことにより、全国の市町村が高齢者虐待の対応に関する相談の受付や必要な措置の実施、虐待に対応する専門職の確保などに取り組むこととなりました。

### 3. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されています。

また、高齢者虐待を（1）養護者による高齢者虐待と（2）養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

#### （1）「養護者」による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

#### （2）「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

養介護従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

4. 養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。 など</li> </ul> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li> <li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など</li> </ul> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。</li> <li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など</li> </ul> <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</li> </ul>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など</li> </ul> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊や病気の状態を放置する。</li> <li>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など</li> </ul> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など</li> </ul>

iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。</li> <li>・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・ 排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。</li> <li>・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など</li> </ul>
iv 性的虐待	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・ 排泄や着替えの介助がしやすという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。</li> <li>・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。</li> <li>・ キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・ わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・ 自慰行為を見せる。 など</li> </ul>
v 経済的虐待  ※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・ 年金や預貯金を無断で使用する。</li> <li>・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など</li> </ul>

(※)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p. p5-6. を元に作成

## II 八戸市の高齢者虐待に対する取組

### 1. 啓発活動

八戸市では、高齢者虐待の防止および早期発見の手段として、市民および各専門職への普及啓発を行なっています。高齢者虐待防止研修会の開催、出前講座等の開催、広報への掲載、各関係機関へのパンフレット配布等を行なっています。

### 2. 相談窓口の設置

養護者からの虐待に関する身近な相談窓口として市内 12 の日常生活圏域に高齢者支援センター（委託型の地域包括支援センター）を整備し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が連携しながら対応しております。

また、市高齢福祉課内にある八戸市地域包括支援センター（基幹型・直営）を設置し相談対応するほか、高齢者支援センターの後方支援を行っています。養護者からの虐待の相談に応じるほか、養介護施設従事者等からの虐待に関する対応を行っています。

### 3. 高齢者虐待防止・支援ネットワークの構築

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するために関係機関との体制づくりを進めております。

#### (1) 高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

平成 17 年度に、高齢者虐待に対応するネットワークの構築を目指し、「高齢者虐待対策ケース会議」を設置しました。また、平成 26 年からは障がい者虐待も取り扱うこととして「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」と改めています。この会議は、事例検証や、関係する機関の連携援助、虐待防止のための市民への啓発活動等を検討する場となっています。ケース会議の構成員は、医師、訪問看護師の医療関係、弁護士の法曹関係、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉関係、ケアマネジャー、介護福祉士、ヘルパー等の介護保険関係、地域代表として民生委員、行政から警察、市の関係課です。

#### (2) 八戸市虐待等防止対策会議

平成 23 年に制定した「八戸市虐待等の防止に関する条例」を受け、「八戸市虐待等防止対策会議」を設置して、虐待防止策等に取り組む庁内関係部署が虐待の防止等について検討を行っています。会議の委員は、医師、臨床心理士の保健医療関係、弁護士の法曹関係、大学教員等の学識経験者、ケアマネジャー、福祉施設団体等の福祉関係、地域から民生委員等、行政から警察、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市の関係課、その他、幼稚園・保育園団体です。

### (3) 町内見守りネットワーク

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、民生委員、町内会、ほのぼの交流協力員、隣近所の方等の地域住民が連携して、高齢者の見守りを行います。高齢者に対して無理なく、何気なく、見守りや声かけを行い、普段と違う様子を発見したら、早期に民生委員や町内会長、ほのぼの交流協力員などに連絡します。そこから必要に応じて高齢者支援センターや八戸市地域包括支援センターなど関係機関が早期に対応します。

### (4) 地域の安心・安全見守り事業

誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、宅配業者やタクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上で把握した高齢者の生活上の異変等について市高齢福祉課が情報提供を受け、必要に応じて高齢者支援センターや八戸市地域包括支援センター等が対応を行います。

### Ⅲ 高齢者虐待への具体的対応

#### i. 高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っ起こると考えられています。これらの要因は、高齢者や家族・養護者の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

虐待のリスク要因を有する家庭で、直ちに虐待が起こるわけではありませんが、関係者や地域住民が高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援や見守りを行うことが重要です。

虐待のリスク要因(P20 参照)を有し、支援を必要としている高齢者や養護者などに適切な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

#### ii. 高齢者虐待の発見

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や家族・養護者に対する支援を開始することが重要です。高齢者虐待を早期に発見するためには、日頃から高齢者や家族・養護者が発するサイン(P21 参照)を見逃さないことです。また、高齢者や家族・養護者等に虐待が疑われるサインが見られる場合には、積極的に相談に乗り、支援しながらも、1人で問題を抱え込まずに八戸市地域包括支援センターや高齢者支援センターに相談するようにします。

iii. 高齢者虐待の相談対応			
1. 虐待対応のフローチャート			
(1) 八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの虐待対応の流れ			
①相談受理	相談者	本人、家族、民生委員、ケアマネ、警察 等	【基本的確認事項】
P8.2(1)参考	相談窓口	市包括支援センター、高齢者支援センター	
②初動会議	内容	・相談内容の情報共有 ・緊急性の判断 ・事実確認の対応確認	
P8.2(1)参考			
③事実確認	内容	・相談を受理してから48時間以内に実施 ・高齢者の安全確認 ・訪問調査等による情報収集	(※緊急対応が必要な場合には、対応する順番が前後することがあります。)
P8.2(2)参考			
④ケア会議	内容	・事実確認から得た情報を支援者で共有 ・高齢者、養護者、家族への支援の検討 ・関係機関の役割の明確化	
P8.2(3)参考			
⑤支援の実施			
P8.2(4)参考			
	ケース	対応	関係機関
	<b>【緊急性が高い場合】</b> ・生命の危機性が高い場合 ・保護の要求がある場合 ・養護者の強い拒否がある場合 ・養護者及び本人に精神的又は知的に障害がある場合  <b>【適切なサービスの提供】</b> ・介護サービス導入によって養護者の介護負担が軽減される場合 ・判断能力の低下により財産管理等ができない場合 ・経済的に困窮し、サービス等の活用ができない場合  <b>【立入検査の要否の検討】</b> さまざまな工夫をしたうえで、なお高齢者の生命や身体の安全を確認できない場合	・入院による治療 ・施設入所による分離 ・未受診の場合、受診に向けた支援  P8～P9.(4)①～④参考  ・介護保険サービスの申請や利用状況の見直し ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用 ・生活保護・債務整理等の検討 ・その他、定期訪問などによる高齢者の継続した見守り、ケアマネジャー支援  P9.(4)⑤～⑨参考  ・立入検査の要否の検討  P12.4参考	<b>【緊急性が高い場合】</b> ・医療機関・施設・警察 ・市担当課(保健所、高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課) 等  <b>【介護保険制度の利用】</b> ・市担当課(介護保険課、高齢福祉課) ・サービス事業所・ケアマネジャー 等  <b>【成年後見制度】</b> ・成年後見センター・裁判所 等  <b>【日常生活自立支援事業】</b> ・社会福祉協議会  <b>【経済的支援】</b> ・市担当課(生活福祉課) ・弁護士 等  <b>【在宅生活支援】</b> ・高齢者支援センター ・ケアマネジャー・民生委員 等
⑥ケア会議	内容	・モニタリング、支援の修正や確認(適宜開催)	【立入調査】 ・市担当課・警察 等
P9.2(5)参考			
⑦虐待事例検討会	内容	・虐待の有無の判定 ・問題点の把握と確認 ・今後の支援方針の確認	P11(7) 参考 P14～P18 参考
P9.2(5)参考			

## 2. 解説とポイント

### (1) 相談受理と初動会議

相談内容を八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの間で情報共有し、緊急度の判断や事実確認の対応方法等について確認するための初動会議を開催します。養護者による虐待の対応支援は、高齢者支援センターが主体的に行います。

### (2) 事実確認

養護者による虐待の事実確認は、相談受理してから速やかに高齢者支援センターが行います。初動会議で打ち合わせた内容をもとに、原則として当事者に面談して状況確認するほか、医療や福祉関係者から情報収集しながら事実確認を行います。

### (3) ケア会議

高齢者支援センターがケア会議を開催し、八戸市地域包括支援センター等の関係機関と情報共有しながら、今後の対応を検討します。参集する関係機関は事例によって異なりますが、多角的に情報を見ることで思い込みをなくすることができるうえ、関係機関との共同による支援を行うことができます。

### (4) 支援の実施

緊急性が高いと判断した場合には速やかに病院や施設等への入院、入所を勧めます。

#### ①生命の危険性が高い場合

「激しい暴力を受けている」「十分な食事をとっていない」など生命の危機が差し迫っているにもかかわらず本人が適切に状況判断できないときには、親族、医療機関、警察などと連携しながら適切な専門機関につなげます。

#### ②保護の要求がある場合

本人又は家族等から保護の要求が直接あった場合は、事実確認を速やかに行い、緊急性が高いと判断されれば、病院及び施設等への分離を図ります。

ただし、家族間で意見が分かれている場合もあるため、関係者に説明をしながら支援を進める必要があります。また、当初は保護を希望していても、のちに翻してトラブルになることもあるため、保護先の選定、当事者の意見が変わったときの対応などを検討しておきます。

#### ③養護者の強い拒否がある場合

家族によっては緊急性が高いにもかかわらず、様々な理由により入院や入所を拒否することがあります。見た目にも非常に危険な状態と判断される場合は、養護者に対して早急な入院治療の必要性について説明し、一刻も早く病院への搬送に努めます。また経

(通報を受けた場合の措置)

(高齢者虐待防止法第9条) 市町村は第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

経済的な理由により入院等を拒否している場合には、生活困窮に関する窓口へつなげるなどし、経済的な支援も同時進行で行います。

#### ④養護者及び本人に精神的又は知的に障害がある場合

高齢者虐待防止法では養護者に対する支援も行うこととされているため、以下の場合には、速やかに家族等と協議し専門の機関につなげます。

ア. 精神疾患や障がいがあるものが認められ、生活上の困難があるものの適切な医療等を受けていない。

イ. 過去に受診歴があるが、最近治療を中断し、精神状態が悪化している。

#### ⑤介護保険サービスの利用やケアプランの見直しがある場合

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

#### ⑥成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の必要性がある場合

高齢者の判断能力が低下しているために適切な財産管理がなされずに、高齢者の財産や資産が搾取されている場合には成年後見制度の利用を検討します。また、判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理の支援を受ける場合には日常生活自立支援事業が検討されます。

#### ⑦経済的な問題がある場合

経済的に困窮し、生活を維持することが困難になり、介護サービス等の利用ができない場合には生活保護の検討を行い生活福祉課へつなげます。

#### ⑧専門的な相談対応の場合

債務整理が必要な場合、相続や離婚でのトラブルなどは、弁護士などの専門機関を紹介し、問題の解決につなげることが必要です。

#### ⑨継続した見守りと予防的な支援が必要な場合

高齢者支援センターによる定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認しながら相談対応し、適切なサービス等の利用を勧めます。介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応が考えられます。また、養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識が十分ではない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

### (5) 虐待事例検討会

ケースの虐待有無の判定、問題点の把握や確認、今後の支援方針の確認など行います。

### 3. 具体的支援のポイント

#### (1) 本人や家族の思いを理解・受容する

まずは、本人や家族の思いを理解、受容し、虐待者を批判したり責めたりすることはせずに、家族が抱えている悩みや困惑に理解を示しながら、信頼関係を構築することが重要となります。

#### (2) 自分の価値観を押し付けない

持ち込まれる相談には様々な状況や場面があります。対応が難しい病気や障害を持っていたり、特異な生活環境であるなど、支援するのが容易ではない状況にある場合もあります。支援者の価値観を押し付けると事実確認の結果がゆがみ、その先にある支援策も的外れになってしまう可能性があります。事実を事実として把握しようとする姿勢が大切です。一方で「この人はいつもこうだから」で終わってしまうこともあるので一人で判断しないことも重要です。

#### (3) 相談者の訴えを冷静に受け止める

相談者から、「自分は虐待を受けている」「今すぐ保護をしてほしい」との訴えを聞くと、事実確認をする前に「虐待が行われている」と思い込んでしまいがちです。しかし実際には認知症や精神疾患の影響により、事実とは異なる訴えをしている事があります。したがって、相談を冷静に受け止めたうえで慎重に事実確認をしていく必要があります。例えば相談者の様子、相談内容の整合性等を考慮しながら、「訴えている内容」「客観的な事実」「相談者の感情・思い」などを整理します。その上で虐待を受けている可能性がある高齢者の住まいを訪問して現場を確認し、養護者やその他の親族等に話を聞きながら、事実確認することが大切です。

#### (4) ねぎらいと共感を示す

事実確認は、養護者が高齢者虐待をしているという認識が無い場合や警戒している場合、または虐待ではない場合もあるため、支援関係を築くためにも訪問時には虐待という言葉は使わず、情報を収集することに努め、介護していることへのねぎらいと共感を示しながら接します。その際には家の様子はもちろん、養護者や高齢者の表情や動きなどを観察します。

#### (5) 家族側との協力関係の構築

キーパーソンには法的な義務はありませんが、本人の意志決定の確認をしたり、緊急時に連絡をとったり、支援方針を決める際の相談相手となる場面が多くあります。家族などの中から協力者を探し出し、その協力を得て援助を展開します。

#### (6) 支援を積み重ねることで信頼関係を築く

ケースによっては、いきなり虐待の核心にふれることが難しい場合があります。そうしたときは家族が一番困っていることを探り、それに対して支援実績を積み重ねていきます。例えば、介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなどです。養護者が困っている時が介入のチャンスであり、養護者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効です。

## (7) 専門の機関や職種と連携した対応

高齢者虐待が発生する背景には、認知症のケア、アルコール依存症、生活困窮、障がい者のケア、ひきこもり、家族間のトラブルなど、高齢福祉に限定されない広範な要素があります。また、これらの問題が一家の中に複数あるため支援が容易ではない多問題家族も存在します。

こうした状況に対応するためには、根気強く関わりを継続していくことで問題を把握することが大切ですが、同時に高齢福祉にとらわれない分野横断的な支援者のネットワークが必要になります。また、多様な専門機関や専門職と事例に関係する人たちをどのようにコーディネートしていくかということも重要なポイントになります。

### ① 病院との連携

未治療の精神疾患が原因となって家族間の不和を招いたり、養護者が病気のために高齢者の介護を行えない、あるいは他の家族の病気対応に追われていて高齢者の介護に手が回らないといった場合があります。このようなときは、病院と相談を重ね（医療連携室など）、家族とも調整を繰り返しながら病院への受診を勧める必要があります。

### ② 保健所、警察との連携

養護者が高齢者や支援者に対して激しい暴力を加えたり、養護者が要介護状態の高齢者を放置したために生命が危ぶまれる状態になっている等、緊急性が高い場合は早急な警察との連携が必要です。また、養護者が精神疾患の急性期にあり自傷他害の疑いが生じている場合には、保健所との連携も必要です。

### ③ 弁護士との連携

虐待の原因と考えられる問題が、家族の中に複数みられることがあります。成年後見制度、消費者被害、債務整理、遺言、相続、離婚問題など法的根拠に基づいた助言を受けられることから、弁護士との連携が必要不可欠です。

### ④ ケアマネジャー、サービス提供事業者との連携

ケアマネジャーやサービス提供事業者は当事者の身近にいて、虐待を知り得る立場にあります。また、サービスを提供するにあたって高齢者及び家族の事情を把握しているため、事実確認するうえでの貴重な情報を保有しています。さらに、虐待の解消の手段として介護サービスの調整が行われる場合があり、ケアマネジャーの協力が必要です。まずは、一人で背負い込まずに高齢者支援センターや八戸市地域包括支援センターに相談してください。

#### 4. 立入調査

##### (1) 市町村の役割

高齢者虐待防止法の定めにより、虐待を受けている、もしくはその疑いのある高齢者の安否確認ができず、その高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合には、市町村が必要に応じて住居等に立ち入り、調査等を行うことができます。強制的な手段であるため、高齢者や養護者から大きな反発を受ける可能性があります。高齢者が重大な危機下にいる恐れがあるときには実施する必要があります。

##### ■ 立入調査（高齢者虐待防止法第 11 条第 1 項）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 115 条の 46 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### ■ 立入調査を拒否の罰則規定（高齢者虐待防止法第 30 条）

正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万以下の罰金に処する。

#### 立入調査の要否を判断するための確認事項の例

##### ① 訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。

##### ② 訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。

##### ③ 訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか

※立入調査の要件を満たすためには、上記のような様々な工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかつた、ということが根拠として確認できることが必要になります。実施した訪問すべてについて、訪問日時とその結果を正確に記録に残していく（例「〇月〇日〇時訪問 留守で会えず」）ことが求められます。立入調査が必要と判断される状況の例と照らして、「立入調査の実施」又は「事実確認の継続」について判断を行います。出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版、2011、207p, p117-118

## (2) 地域包括支援センターとの連携

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市担当課職員や市直営の地域包括支援センターの職員が、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をします。立入調査は、委託型の地域包括支援センターは含まれません。

## (3) 警察との連携（援助要請・立入調査への同行）

立入調査にあたっては、養護者の妨害など市職員だけでは職務を執行することが困難な場合も想定されるので、警察署の生活安全課あてに、高齢者虐待事案に係る援助依頼書を提出して、援助要請を行います。

立入調査は市が主体的に行うものなので、警察官はそれを援助することが役割となります。

### ■ 警察官の具体的な援助内容

- ①職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況によっては立入調査権限のある職員と一緒に居宅に立ち入る。
- ②養護者等が立入調査権限のある職員の職務執行を妨げようとする場合や高齢者への加害行為が現に行われようとする場合などに、警告を発し、又は行為を引き留め、あるいは高齢者を避難させる。
- ③養護者等により正に暴行・脅迫等の犯罪行為が行われようとする場合には警告を発し、その行為により生命・身体に危険が及び、急を要する場合には制止し、さらに実際に犯罪行為がなされたときには逮捕する。

### ■ 警察署長に対する援助要請等（高齢者虐待防止法第12条）

- 1 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合においてこれらの職務の執行に際し必要があると認めるときは当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

### ■ 警察官職務執行法

警察官が個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする法律。高齢者虐待に関係するものとして「質問（第2条）」「保護（第3条）」「犯罪の予防及び制止（第5条）」がある。

## IV 関係機関・制度等紹介

### 1. 高齢者の相談機関

#### (1) 高齢者支援センター

市内 12 の日常生活圏域全てに、それぞれの地域の身近な相談窓口として、高齢者支援センターを設置しています。担当地区の高齢者支援センターは、下記のとおりです。

高齢者支援センターでは、八戸市地域包括支援センターと連携を図りながら、高齢者の介護、福祉に関する相談や家庭訪問、高齢者の見守りなど、地域に密着した業務を行っています。相談内容については、プライバシーに配慮した取り扱いをします。

担当地区	高齢者支援センター名	電話番号
市川・根岸	ミライフル	38-7465
下長・上長	はくじゅ	20-4400
田面木・館・豊崎	ハピネスやくら	27-8990
長者・白山台	ちょうじゃの森	46-0817
三八城・根城	みやぎ	71-2271
小中野・江陽	アクティブ24	73-3337
柏崎・吹上	八戸市医師会	38-3820
是川・中居林	ミライフル	70-5802
大館・東	みやぎ	32-0316
白銀・湊	えがお	38-1328
白銀南・鮫・南浜	瑞光園	25-0103
南郷	なんごう	70-5102

#### (2) 八戸市地域包括支援センター（市高齢福祉課内）

高齢者虐待に関する相談体制の整備やケース援助のためのシステム作りを行うと共に、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発や研修等を行います。

【問合せ先】TEL 0178-43-9189

#### (3) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

利用者宅訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を知りうる機会が多いため虐待の早期発見者としての役割が期待されます。高齢者虐待ケースを発見した場合は、高齢者支援センター又は八戸市地域包括支援センターに通

報します。高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図るため、介護保険サービスのケアプランの見直しを検討します。

## 2. 警察

### (1) 警察署

警察署は、高齢者への暴力等による虐待に関する相談を受け、幅広く市民の虐待の相談窓口となっています。相談者から要請があった場合には、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期するほか、事件性がある場合の連絡はもちろんのこと、事件に至らないよう地域での見回り・見守り、緊急時の対応などを担っています。

### (2) シルバーSOS ネットワーク八戸

認知症等による高齢者の 不明事案に対し、警察署に届け出ることにより、関係機関・団体において、発見や保護活動に迅速に対応します。

【問合せ先】 八戸警察署 生活安全課 TEL 0178-43-4141

## 3. 法律

日本司法支援センター 青森地方事務所（法テラス青森）

多重債務や消費者被害、相続、離婚トラブル等の法律問題について無料法律相談（予約制）を行う他、弁護士・司法書士費用の立替（代理援助・書類作成援助）を実施しています。 ※収入や貯金額が一定額以下であることが条件

【問合せ先】 TEL 0570-078387 平日 9:00～17:00

## 4. 地域・ネットワーク

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、任期は3年としています。民生委員は「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定されており、住民の福祉の増進を図るための活動を行うことが明確化されています。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務するとされています。

【問合せ先】 八戸市福祉政策課 TEL 0178-43-9258

### (2) ほのぼの交流協力員

福祉に理解と熱意があり、ボランティアで訪問活動のできる人で、市の社会福祉協議会長から委嘱状の交付を受け活動しています。

【問合せ先】 八戸市社会福祉協議会 TEL 0178-47-2940

(3) 町内見守りネットワーク

地域見守りネットワークは、身近な町内単位で見守り活動をして高齢者の安否確認を行い、緊急時に対応するための活動です。各関係者が連携することにより、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

【問合せ先】 八戸市地域包括支援センター又は担当地区の高齢者支援センター

(4) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人たちや判断能力に不安のある人たちが安心して自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きや援助、日常生活の金銭管理援助及び書類等の預かりサービスを行い、在宅での日常生活を支援する事業です。

【問合せ先】 八戸市社会福祉協議会 TEL 0178-44-1121

(あっぷるハートはちのへ)

5. 専門機関

(1) 八戸圏域成年後見センター

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分の人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談を受け付けています。

【問合せ先】 八戸市成年後見センター（八戸市社会福祉協議会内）

TEL 0178-24-1324

(2) はちのへ認知症疾患医療センター

はちのへ認知症疾患医療センターは青森県指定の認知症専門医療機関です。認知症の相談、診断、専門治療を行い、各病院やクリニック、介護施設や地域包括支援センター等と連携し認知症の人やその家族をサポートします。

【問合せ先】 はちのへ認知症疾患医療センター（青南病院内）TEL 0178-27-5977

## 6. 行政機関

### (1) 高齢福祉課

老人福祉法に基づき、施設への入所や在宅サービスを提供する措置、成年後見制度の市長申立を行います。

TEL 0178-43-9189

### (2) 障がい福祉課

心身に障がいがある人のために、障がい者手帳の申請や障がい福祉サービスの利用・障がい者虐待に関する相談等、各種支援を行っています。

TEL 0178-43-9343

### (3) 生活福祉課

病気やけが・事故、失業などにより、収入が無い・少ないなど、生活に困窮する人からの相談に応じ、最低限度の生活ができるように、生活保護の申請を受け付けています。

TEL 0178-43-9307

### (4) 介護保険課

介護保険の申請から調査、審査までの一連の事務等を所管します。これらの調査や審査の中で、高齢者虐待の発見に結びつく情報の通報や地域包括支援センター等の行う虐待対応について側面から協力を行います。

TEL 0178-43-9083

### (5) 八戸市消費生活センター（市くらし交通安全課内）

商品やサービスの契約に関するトラブル、郵便、電子メール、携帯電話による身に覚えのない請求、悪質商法、多重債務などの相談を無料で受けています。

TEL 0178-43-9216

### (6) 八戸市介護予防センター（市保健総合センター内）

高齢者自らが、健康なうちから介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう、総合的な支援を行います。

TEL 0178-38-0726

(7) 保健予防課 (保健所)

心の病気に関する不安や悩みについて、ご本人やその家族からの相談を受け付けています。

TEL 0178-38-0717

(8) 健康づくり推進課 (保健所)

健康相談・健康教育・健康診査等、地域住民の健康増進のための活動を実施しております。

TEL 0178-38-0713

7. 認知症家族会

(1) 認知症の人と家族の会 青森県支部

「つどい(当事者家族の集まり)」「電話相談」「支部だより」を柱として活動している当事者会です。

【連絡先】 TEL 0178-34-5320 (相談専用)

※相談日時 毎週 水・金曜日 13:00～15:00

(2) 八戸地域 認知症者を抱える家族の会「やさしい手の会」

家族等の交流を通して「介護者が心やすらぐ場とする」「介護知識の情報交換や、諸制度の活用を知らせあう場とする」「役に立つ制度や体制づくりに寄与する」「地域全体が認知症者を理解するよう普及啓発する」ということを目的としています。

【連絡先】 事務局 TEL 0178-44-8958

8. 八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会

平成19年度に高齢者虐待等の困難事例への対応方法の検討と専門職のネットワーク構築を目的として事例検討会を開催しています。当初、八戸市近隣市町村の地域包括支援センターと精神科病院の職員が中心メンバーでしたが、現在ではそれらに加え、八戸市内外の保健師や高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、地域活動支援センター、障害児・者入所通所施設、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、弁護士事務所等からも参加があります。

【連絡先】 事務局 ひかり相談・介護支援事業所内 [office.8ken@gmail.com](mailto:office.8ken@gmail.com)

# 參考資料

## 高齢者虐待のリスク要因

### 1、高齢者に対する視点

- 加齢やケガ等により、歩行が不安定になり、食事や着替え、排泄に手がかかるようになってきた。
- 認知症を発症した、もしくは認知症が悪化した。
- 判断力や金銭を管理する能力が低下し、お金の管理や計算が出来なくなった。
- 精神的に不安定な状態がみられるようになった。
- 年金などの収入が少ない。
- 借金があり、金使いも荒い。
- 家の中が整理整頓できていない。
- 親子関係、家庭内の人間関係の悪さや悪化が見られる。ケンカが絶えない。
- 人付き合いがなく、相談する人も見当たらない。
- 家屋がかなり老朽化しており、家の中が不衛生になっている。

### 2、養護者・家族に対する視点

- 介護負担による心身のストレスがあり、「介護が大変だ」と訴える。
- 収入が少ない。または無職である。
- 借金があり、金使いも荒い。
- 毎日のように過度に飲酒をしたり、ギャンブルをしている。
- アルコールやギャンブルにのめり込んでおり、借金やトラブルがある。
- 精神的に不安定で、人格的に偏りがある。
- 親子関係、家族内の人間関係の悪化が見られる。
- 近所付き合いが少なく、親族からも孤立している。
- 家庭の中で、暴力や暴言が頻繁に存在している。

## 高齢者虐待のサイン(チェックリスト)

P 6 高齢者虐待の発見に関連

身体的虐待	身体に傷やアザが見られる。
	太ももの内側や腕の内側など外に露出していない身体の部分にアザがある。
	傷やアザの説明のつじつまが合わない。
	異常に怯えたり、怖がったりする。
	「家にいたくない」、「蹴られる」などの訴えがある。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことが変化し、つじつまが合わない。
心理的虐待	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食・拒食）が見られる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）の訴えがある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	表情に変化がなくなった。（無力感、あきらめ、投げやりな態度など）
性虐待	肛門や女性性器からの出血や傷が見られる。
	性器の痛み、痒みを訴える。
経済的虐待	収入はあるはずなのに急にお金がない、費用負担のあるサービスはやめたいと訴えがある。
	サービスの費用負担や生活費の支払いができない。
	身の回りの必要なものが購入できていない。
	通帳を家族に盗られたと言う。
ネグレクト	居住する部屋、住居が極端に非衛生的、あるいは異臭がする。
	汚れた衣服をいつも身につけている。
	身体から強い異臭がする。髪、ひげ、爪が伸びて、汚れている。
	食事や水分を十分にとっていないと思われる。
	疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない。
養護者から・地域から発するサイン	高齢者に対する質問に、家族・養護者が全て答えてしまう。
	訪問しても、高齢者に面会させない、もしくは嫌がる。
	高齢者に対して、冷淡な態度、無関心さが見られる。
	高齢者に対して、過度に乱暴な口のきき方をする。
	高齢者の年金等で生活をしているが、高齢者にお金をかけようとしない。
	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
	家の前や庭の手入れがされていない。またゴミ等も散乱し、家が荒れている
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
	家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で 1 人分のお弁当を頻繁に買っている。

1つでもチェックが付き不安に感じたら、市地域包括支援センター又は高齢者支援センターへご相談ください。

## 場面によるケースのアセスメント

場面	何故?	考えられる状況	だとしたら?	考えられる可能性(例)
家の中から怒鳴り声が聞こえてくる(家族と同居)		家人の声が単に大きいのか。	→	耳が遠い可能性。
		認知症の家族がいるのか。	→	家族の認知症に対する知識不足の可能性。
		本人が大声を出しているのか。	→	本人の認知症・精神疾患発症・重症化の可能性。 家族が無視している可能性。
家の中が汚れていて、掃除もされていない。		養護者が大声で叫んでいるのか。	→	養護者が精神疾患発症・重症化の可能性。 養護者による虐待の可能性。
		本人が出来ないのか。(能力低い?)	→	本人の身体機能低下の可能性。
		養護者は誰も出来ないのか。	→	本人が認知症・精神疾患の発症・重症化の可能性。 養護者の身体機能低下の可能性。
		そういう価値観の家なのか。	→	養護者が認知症・精神疾患の発症・重症化の可能性。 宗教的思想もしくは性格に偏りがある可能性。
		介護サービスを中断したのか。 意図的に放っておかれているのか。	→	経済的に困窮している可能性。 養護者がサービス等について無知である可能性。 養護者による虐待の可能性。
養護者から介護サービスや医療受診を拒否されたり利用制限をされる。		経済的に難しいのか。	→	家族全体が経済的に困窮している可能性。 (本人の)年金が使い込まれている可能性。
		養護者が連れて行けない理由があるのか。	→	本人の認知症・精神疾患の発症・重症化による強い拒否の可能性。 養護者の精神疾患発症や重症化、身体機能低下の可能性。
		意図的に制限しているのか。	→	宗教的思想もしくは性格に偏りがある可能性。 養護者が自らの介護力に自信を持っている可能性。 医療機関や施設に対して悪いイメージがある可能性。 本人が亡くなっている可能性。
			→	養護者による虐待の可能性。
ケアマネジャーを玄関先より中に入れない。 本人に会わせようとしな		本人が病気なのか。	→	医療未受診の可能性。
		入院しているのか。	→	虐待による入院の可能性。
		本人が会うことを拒否しているのか。	→	身体状況悪化の可能性。 宗教的思想がある可能性。 認知症・精神疾患の発症・重症化の可能性。
		本人以外の者が会わせることを拒否しているのか。	→	養護者をかばっている可能性。 家族が認知症・精神疾患の発症・重症化の可能性。 本人が亡くなっている可能性。
			→	養護者による虐待の可能性。
利用施設より、利用料が支払われてないと言われた。		(金銭管理者の)金銭管理能力が低下か。	→	金銭を紛失し、財産を失っている可能性。 認知症・精神疾患の発症、重症化の可能性。
		(金銭管理者が)病気や怪我をしているのか。	→	身体機能低下の可能性。
		経済状況に変化があったのか。	→	家族全体が経済的に困窮している可能性。
		故意に支払わないのか。	→	他の物へ使っている可能性(ギャンブル・酒・借金返済) サービスへの不満がある可能性。
		誰かに使い込まれているのか。	→	虐待もしくは事件(詐欺など)の可能性。
今月一度もサービスを利用していない。		病気なのか。	→	亡くなっている可能性。 身体状況悪化の可能性。 入院している可能性。
		本人が拒否しているのか。	→	セルフネグレクトの可能性。 他利用者との関係性が悪化した可能性。 サービスや担当CMに不満がある可能性。
		本人以外の者が利用を制限しているのか。	→	養護者による虐待の可能性。 経済的に困窮している可能性。
			→	
施設から痣があると		転倒したのか。	→	脳疾患・視力低下・筋力低下・めまいの可能性。 他者による暴力の可能性。
		自傷行為があるのか。	→	認知症・精神疾患の発症・重症化の可能性。
		暴力によるものか。	→	利用者同士でのケンカやトラブルの可能性。 施設職員による虐待の可能性。 養護者による虐待の可能性。
		何かにつけたのか。	→	介護を受ける際の抵抗した可能性。
		内科的理由の皮下出血なのか。	→	薬の副作用の可能性。 内出血しやすい可能性。

## 高齢者虐待と認知症

高齢者虐待は様々な要因が重なり合って発生します。平成30年度の厚生労働省の調査によると、全国的に、虐待が発生した要因として、「養護者（虐待者）の介護疲れ・介護ストレス」、「養護者（虐待者）の障害・疾病」、「高齢者（被虐待者）の認知症の症状」が上位として挙げられております。

介護者や家族が認知症に関する正しい情報を知ることによって様々な症状に落ち着いて対処しやすくなり、状況にあわせた支援による症状の改善が介護者のストレスと虐待のリスクの軽減につながります。

認知症は早期診断が大切です。治療で治る認知症や進行を遅らせることが可能な認知症があります。早い段階で発見することで、より早い相談や支援サービスの利用につながり、記憶や意思が明確なうちに本人自身が考え、備えることができるメリットがあります。

### 1 認知症初期集中支援チームとは

ご本人やご家族等からの相談を受け、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族等に認知症専門医の指導の下、保健師、社会福祉士等の専門職が訪問し、自立した生活のサポートをするチームです。

チーム員がご家庭を訪問し、ご本人やご家族の支援を行います。具体的には、認知機能の低下により、どのような生活上の困難さがあるか、それによりご本人やご家族がどのように困っているかなどを一緒に確認し、おおむね6か月を目安に医療や介護サービスなどにつながるための集中的な支援を行います。

【相談・お問合せ先】 担当地区の高齢者支援センターまたは市高齢福祉課

### 2 認知症サポーターとは

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対して、温かい目で見守る応援者のことです。認知症サポーター養成講座（90分程度）を受講すれば、どなたでもなることができ、「オレンジリング」が認知症サポーターの証となります。

【相談・お問合せ先】 担当地区の高齢者支援センターまたは介護予防センター

### 3 認知症の人と家族の道しるべ手帳 -八戸市認知症ケアパス- 認知症たすけるすけ

「認知症かもしれない」と不安な方や認知症と診断された方、介護されている家族の方、認知症の方を支援している地域の方や専門職の方などにお読みいただくために、認知症に関する情報をまとめたものです。認知症に関するさまざまな不安が解消されるよう、いつ、どこで、どのような医療・サービスを受ければ良いのかを掲載しています。

【お問合せ先】 市高齢福祉課

## 模擬事例紹介

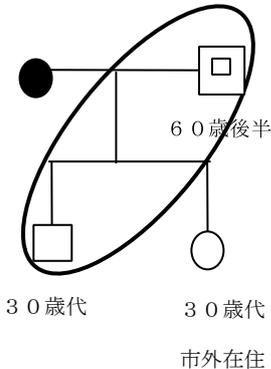
### 【模擬事例1】

障害があると思われる息子による父親への放棄的虐待に対する対応と多問題家族への支援

<p>対象者</p> <p>父親（60歳代後半） 息子（30歳代） 母親（60歳代）</p>	<p>経済状況</p> <p>父親の年金（6万円/月） 母親の年金（9万円/月） 全て長女が管理。</p>	<p>家族構成</p> <p>60歳後半      60歳代</p> <p>北海道      市内      市内</p> <p>30歳後半      30歳代      30歳代</p>
<p>概要 —介護放棄—</p> <p>父親は昨年より認知症状が出現し、母親が面倒を見ていたが、母親は統合失調症で、1ヶ月ほど前に状態が悪化し、精神科へ入院となっている。それ以降父親と息子の二人暮らし。</p> <p>息子は中学時代不登校となり、卒業後家に引きこもり、現在は無職。地区担当の保健師が家を訪問して、父親の介護がなされていない事を発見し、相談に来る。</p>		
<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：息子の部屋は物が無く非常に綺麗であるが、他の部屋や父親の部屋はゴミ屋敷化しており、介護力は問題有り。また、息子は過去に就労経験があるが、対人関係に問題があるらしく、自動車工場などの職を転々としている。</li> <li>2：母親は統合失調症の慢性期で、家事等は無理と思われる。本人は出来れば夫と施設への入所を希望。</li> <li>3：父親は認知症で、見当識障害や物忘れ等あり、その物忘れも少しずつ悪化している。</li> <li>4：息子は浪費傾向があるため、北海道の姉がこの家族の金銭管理をしている。</li> <li>5：娘たちは既に嫁いでいるということもあり、協力的ではない。</li> <li>6：息子は対話していても終始落ち着きが無く、相手の顔を見て話をするという事は無い。</li> </ol>		
<p>具体的支援</p> <p>長女、長男にも参加して頂き、ケア会議を開催。長男は継続した父親の介護に限界を感じており、また能力的にも無理であると判断。長女や母親とも話し合い、父親は介護保険施設入所することとなり、それまでは通所サービスを利用することとなる。</p> <p>また、母親も退院後は施設へ入所することとなる。長男については、精神科を改めて受診してもらい、障害者の就労支援につなげ、訓練を始める。</p> <p>家族も含めた関係者による継続したケア会議をその後も開催し、夫婦の支援と長男の支援を継続している。</p>	<p>社会資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設</li> <li>・ケアマネジャー</li> <li>・保健師</li> <li>・精神科医師</li> <li>・精神科精神保健福祉士</li> <li>・地域生活支援センター（就労支援）</li> </ul>	

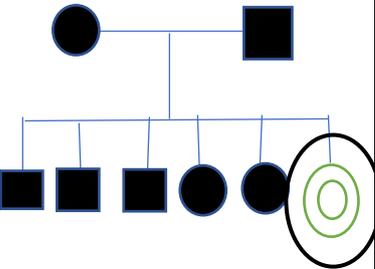
【模擬事例2】

性格的に偏りのある息子による父親への身体的、経済的虐待に対する対応と息子への支援

<p>対象者</p> <p>父親（70歳代後半） 息子（30歳代）</p>	<p>経済状況</p> <p>父親の年金（15万円/月） 息子は無職</p>	<p>家族構成</p> 
<p>概要 ー身体的、経済的虐待ー</p> <p>父親と息子の二人暮らし。息子は無職。職は転々としており、長続きしていない。父親は要介護3で重度の認知症。デイサービスとショートステイを利用している。息子は過去に事業所に対してサービス内容等で細かいクレームを何度も言いトラブルを起こしている。また、過去に施設が父親の身体に痣があるのを発見し、ケアマネジャーが息子に状況確認しているが、全てはぐらかされてきていた。某日早朝、警察より父親を保護したと連絡あり。</p>		<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：息子は対人関係に問題があり、何度も施設やケアマネジャー等と喧嘩沙汰を起こしている。施設への支払いなど滞っているところが多く、その支払について催促があると怒り出したりしている。息子は「自分は働きたいがこんな父親を誰が面倒を見てくれるのか、一人置いていく事も出来ない。」「タクシーか漁師。出来れば賃金の高い東京で働きたい。」と主張している。介護力は問題有り。また、就労経験についても、やはり長続きせず、何度か職を転々としている。就労意欲はある。</li> <li>2：父親は認知症で、物忘れはあるが簡単な受け答えは出来る。一人で生活するのは無理と思われる。今回、夜中に家を出て下着姿で徘徊していた。見廻りの警察官が発見し保護している。</li> <li>3：息子が父親の年金を管理しているが、支払いに困り年金を担保に借入れをしている。</li> <li>4：息子は「妹に迷惑をかけられない」と言っている。</li> </ol>
<p>具体的支援</p> <p>長男と介護の苦勞について話を聞き、就労と介護の両立の難しさや今後の生活についても話し合い、就労意欲を確認する。また、長男が今後も継続して介護していくことの難しさについても指摘。その後、長女も交えての父親への支援の方針と、主たる介護者をどのようにするかについてケア会議を行う。その後長男は県外での職を見つけ、長女に父親を任せて働きに出かけている。</p>	<p>社会資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー</li> <li>・警察</li> <li>・デイサービス事業者</li> <li>・親族</li> <li>・ショートステイ施設</li> </ul>	

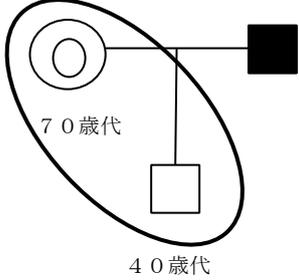
【模擬事例3】

家はゴミ屋敷と化し、妄想が強く、人を寄せ付けないセルフネグレクトに対する支援

<p>対象者</p> <p>女性（80歳代）</p>	<p>経済状況</p> <p>自身の年金（3万円/月） 生活保護受給</p>	<p>家族構成</p>  <p>80歳代</p>
<p>概要 -セルフネグレクト-</p> <p>数年前よりアパートに住み始める。当初は近隣住人との交流もあったが、次第に姿を見なくなる。家賃を大家が取りにいくとききちんと渡してくれている。しかし、部屋の中は次第に汚れていき、床の下にやくざがいると訴えては床を剥がし、またテレビの画面が歪んだ状態になっても、黙ってみているといった状態。独語も見られ、突発的にタクシーで仙台まで行ったりし、保護されるといった事も起きるようになる。しかし、警戒心は非常に強く大家や周囲の声かけにも拒否的で、心配になった大家より相談。</p>		
<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：訪問すると家には入れてくれるが、本人の警戒心が非常に強く受け入れが難しい。家の中はゴミが大量にあり足の踏み場が無く、ひどく汚れた状態。</li> <li>2：本人は常に妄想や幻覚（床下にやくざが二人いて、命令する等）に苛まれているようで、気分の変動が激しい。</li> <li>3：本人の栄養状態も不安定。買い物をした様子はなく、近所の人が心配して持ってきてくれる惣菜などを食べている様子。通院はしておらず、あらゆる支援を拒否している。</li> <li>4：突発的に仙台等へタクシーで出かけてしまう。</li> <li>5：身寄りはない。結婚もしていない。</li> </ol>		
<p>具体的支援</p> <p>大家や民生委員に協力を求め、本人の見守りを依頼。また、本人に何度も直接会い信頼関係を結んでいる。その結果、突発的なタクシーでの行動も大家や近所の協力もあり、抑えることが出来ている。その間に生活福祉課と相談し、精神科病院及び保健所に相談し、受け入れ態勢を整えている。何度かの訪問で、本人から「具合が悪いから病院へ行きたい」と申し入れがあったため、病院へ受診。そのまま入院となっている。</p>	<p>社会資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉課</li> <li>・大家</li> <li>・町内住民</li> <li>・民生委員</li> <li>・精神科病院医師</li> <li>・精神科精神保健福祉士</li> </ul>	

【模擬事例4】

アルコール依存症の息子による身体的、経済的虐待に対する対応と息子への支援

<p>対象者</p> <p>女性（70歳代） 息子（40歳代）</p>	<p>経済状況</p> <p>自身の年金（10万円/月） 息子は無職</p>	<p>家族構成</p> 
<p>概要</p> <p>—身体的・経済的虐待—</p> <p>母親はデイサービスを利用しているが、同居している息子は金がかかると言って利用の制限をしていた。息子は朝から酒を飲んで母親を怒鳴り、施設へ文句や言いがかりの電話を何度も掛けてきていた。母親の年金の殆どは息子の酒代に消えており、生活も困窮していた。そんな中、母親が顔に痣を作ってデイサービスへ来所する。過去にも何度か息子に叩かれたと思われる痣は確認されていたが、母親は否定していた。しかし、今回は本人の口から「息子に殴られた。家には帰りたくない。」という訴えが出てきたため、施設から警察経由で地域包括支援センターに情報が入った。</p>		
<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：母親が「殴られた」と証言している箇所は大きく痣になっていた。本人の意思を確認すると、息子に殴られた事を認め、また息子との分離を希望する。</li> <li>2：二人きりの生活で、他には親族もいないため、分離し施設へ入所するためには息子を説得し理解を得ることとなる。</li> <li>3：息子は長年アルコール依存の状態にあると思われるため、早急な治療が必要。さらに、経済的にも保証が無い場合経済的な支援についても検討を行わなければならない。</li> </ol>		
<p>具体的支援</p> <p>息子と面談し、母親の今後の生活について話し合う。初めは酔った勢いで叫び声をあげていたが、介護の負担や経済的に困窮している事への不安などについて徐々に話し始める。</p> <p>結果、息子は専門の医療機関へ入院し治療することを決意し、さらに母親を施設へ入所させることにも同意する。その後息子は生活保護を受け、精神科病院医師や精神保健福祉士と連携し入院となり、また母親も施設へ入所となる。二人については、その後も施設や医師、精神保健福祉士と退院後の生活について検討を行っている。</p>	<p>社会資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス職員</li> <li>・ケアマネジャー</li> <li>・警察</li> <li>・介護保険施設相談員</li> <li>・精神科病院医師</li> <li>・精神科精神保健福祉士</li> <li>・生活福祉課</li> </ul>	

(入力)				
虐待	虐待	虐待	虐待	虐待

## 相談記録票

事例番号	
------	--

相談日：

担当包括：

担当者：

対象者	氏名				生年月日			歳			
	住所				介護度 期間	被保番： ～					
	連絡先				自立度	寝たきり度：	認知度：				
ジェノグラム					身体状態						
					精神状態						
					障がい	身：	知：	精：	《詳細》		
					経済	月収：	( )		負債：	生保：	
					ケア マネ	事業所：			担当者：		
相談内容	相談者名：		本人との関係：		連絡先：						
	《相談要旨》										
家族	氏名	続柄	年齢	住所	職業	備考					
				連絡先：							
				連絡先：							
				連絡先：							
				連絡先：							
				連絡先：							
	《特記事項》										
住居等	住居：	所有者：	家賃：	状態：							

【 利用者基本情報 ・ 実態把握 】

地区名		町名	
担当包括		担当者	

本人氏名			生	歳
住所		連絡先		

相談日				
相談者 (来所者)	氏名 :	続柄	内容	
	住所 :			
	TEL :			

《本人の状況》

発見動機				初回面接日 :
日常生活自立度	寝たきり度 :			
	認知度 :			
認定情報	介護度 :	障がい : 身体 ( )		
	期間 : ~	知的 ( )		
	認定日 :	精神 ( )		
	サービス :	詳細 :		
家族・近親者				《ジェノグラム》
氏名	続柄	住所		
		連絡先 :		特記事項 :
経済面	月収 :	収入源 :	負債 :	
住環境	住居 :	《見取り図》		
	所有者 :			
	家賃 :	/ 月		
	状態 :			
	特記事項 :			

《介護予防に関する項目》

生活歴			
	一日の過ごし方	友人・地域との関係	趣味・楽しみ・特技
肯定的側面			飲酒：
			喫煙：
介護者・家族の生活状況			

《現病歴・既往歴と経過》

年月日	病名	医療機関・医師名	経過	治療内容・治療薬

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス
歳	

項目		面接時の状況
運動・移動	移動手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> タクシー
	歩行	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> つかまればできる <input type="checkbox"/> できない
	動作	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや不安定 <input type="checkbox"/> 不安定
	麻痺	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
	転倒	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
日常生活	炊事	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 他
	洗濯	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 他
	掃除	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 他
	日常の買い物	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 他
	金銭管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 他
	物忘れ	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 時々有り <input type="checkbox"/> 有
	近所づきあい	<input type="checkbox"/> 有 回/週 <input type="checkbox"/> 無
社会参加	友人づきあい	<input type="checkbox"/> 有 回/週 <input type="checkbox"/> 無
	老人クラブ活動	<input type="checkbox"/> 有 回/週 <input type="checkbox"/> 無
	町内会活動	<input type="checkbox"/> 有 回/週 <input type="checkbox"/> 無
	定期的活動	<input type="checkbox"/> 有 回/週 <input type="checkbox"/> 無
	信仰	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
	意思疎通	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	理解	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	意欲	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> あまりない <input type="checkbox"/> 無
	周囲への関心	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> あまりない <input type="checkbox"/> 無
	会話	<input type="checkbox"/> 多弁 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 無口
	性格	<input type="checkbox"/> 温厚 <input type="checkbox"/> 頑固 <input type="checkbox"/> 内向 <input type="checkbox"/> 外向
健康管理	体形	<input type="checkbox"/> 中肉 <input type="checkbox"/> ややせ <input type="checkbox"/> 肥満
	栄養状態	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	口腔状態	<input type="checkbox"/> 自歯 <input type="checkbox"/> 義歯 <input type="checkbox"/> 汚れ
	足の状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや良 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	排便状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 下剤利用
	失禁状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 尿/便 ( 回/日 )
	入浴	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 介助
	視力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	聴力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	睡眠	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> やや悪 <input type="checkbox"/> 悪
	受診	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 家族と一緒に <input type="checkbox"/> 他 ( )
	服薬管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 家族と一緒に <input type="checkbox"/> 他 ( )

(入力)		高齢者虐待通報・相談受付票			受付No.	
					受付日： 受付者：	
相 談 者	氏名			職業等		
	住所			高齢者 との関係		
	電話					
高 齢 者	氏名			養 護 者	氏名	
	生年月日				生年月日	
	住所				住所	
	電話				電話	
	職業等				職業等	
	養護者 との関係				高齢者 との関係	
虐 待 （ 疑 ） の 状 況	発見の経緯 (相談内容)					
	虐待の形態	<input type="checkbox"/> 養護者による <input type="checkbox"/> 養介護施設従事者等による <input type="checkbox"/> その他				
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放置の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い				
高齢者虐待事案に係る確認内容						
確 認 状 況	確認内容				確認日：	【法的根拠】 「定義」 第2条 「養護者による高齢者虐待に係る通報等」 第7条 「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等」 第21条
	虐待の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 疑い・未判別				
	虐待の形態	<input type="checkbox"/> 養護者による <input type="checkbox"/> 養介護施設従事者による <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	行為類型	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> 放棄・放置 <input checked="" type="checkbox"/> 心理的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> 性的虐待				
	高齢者の生命 または身体に 重大な危険が 生じていると 思われる場合 の理由					
措置の必要性	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し				「通報等を受けた場合の措置」 第9条第2項、第24条	
立入調査の必要性	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し				「立入調査」 第11条	
警察署長に対する援助要請等の必要性	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し				「警察署長に対する援助要請等」 第12条第1項及び第2項	
保護・分離の 必要性	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 生活支援ハウス <input type="checkbox"/> 介護保健施設 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 家族引取 <input type="checkbox"/> 他				「通報等を受けた場合の措置」 第9条第2項、第24条	
その他の支援	<input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 介護保険制度利用 <input type="checkbox"/> 福祉サービス利用 <input type="checkbox"/> 生活保護申請 <input type="checkbox"/> 成年後見制度利用 <input type="checkbox"/> 他				「財産上の不当取引による被害の防止等」 第27条、第28条	

八 福 高 第 号

## 高齢者虐待事案に係る援助依頼書

令和 年 月 日

八 戸 警 察 署 長 殿

八 戸 市 長

印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記のとおり援助を要請します。

依 頼 事 項	日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
	場 所			
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被虐待 高齢者	ふりがな 氏 名			
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 ( ) 歳 男・女		
	住 所			
	要介護度	自立・要支援・要介護 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5		
主たる 家族	ふりがな 氏 名			
	職 業			
	続柄・年齢	昭和・平成 年 月 日生 ( ) 歳 男・女		
	生活状況	同居・別棟 独立家屋・集合住宅 (アパート等)		
虐待者	ふりがな 氏 名			
	職 業			
	続柄・年齢	昭和・平成 年 月 日生 ( ) 歳 男・女		
	生活状況	同居・別棟 独立家屋・集合住宅 (アパート等)		
	家族の有無	有・無 形態： 人家族 (内容： )		
行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待			
虐待の状況				
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由				
警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先	所属・役職		名 前	
	電話：	(内線 )	携帯電話：	

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年法律第百二十四号)

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第二十条—第二十五条)

第四章 雑則 (第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二～五 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一十一条、第一百一十一条の二及び第三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の前日にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をすることがなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百七条、第百八条、第二百二十二条の二、第二百二十三條第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百六条第一項、第二百七条、第二百八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規

定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



令和3年3月 発行

八戸市 福祉部 高齢福祉課

地域包括支援センター

八戸市内丸一丁目1番1号

Tel 0178(43)9189

Fax 0178(43)2442

E-mail:koreif@city.hachinohe.aomori.jp